

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	品川区
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000029600/hpg000029557.htm

執行機関名 品川区長

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	品川区奨学金貸付条例(昭和61年品川区条例第13号)による奨学金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年品川区条例第59号)別表第1 第3の項 品川区奨学金貸付条例(昭和61年品川区条例第13号)による奨学金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法第三条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第一条	品川区奨学金貸付条例第1条、第3条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>【独立行政法人日本学生支援機構法】 第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、<u>教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)</u>の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う<u>豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成</u>に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【高等学校等就学支援金の支給に関する法律】 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって<u>教育の機会均等に寄与</u>することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、修学する意志があるにもかかわらず、<u>経済的理由により修学困難な者およびその保護者</u>に対し、修学上必要な奨学金を貸し付け、もつて<u>有用な人材を育成</u>することを目的とする。</p> <p>第3条 在学資金の貸付けを受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 修学する意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難であること。 (2) 区内に住所を有すること。 (3) 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、高等専門学校または専修学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第125条第1項に規定する高等課程に限る。)に入学を許可され、または在学していること。 (4) 同種の奨学金を他から借り受けていないこと。</p> <p>2 入学準備金の貸付けを受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) 在学資金の貸付けを受けることが予定されている者の保護者であること。 (2) 貸付けの申請の日に区内に住所を有すること。 (3) 同種の奨学金を他から借り受けていないこと。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>品川区奨学金貸付条例 品川区奨学金貸付条例施行規則</p>